

ヒグマ人身事故発生時の対応方針

1 趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した「北海道ヒグマ管理計画」第 2 章の 3 の方策「人身被害が発生した時対応」に基づき、加害個体による二次被害の発生防止に努めることを目的に、その対応方針を定める。

なお、今後の予防対策の資料として活用するため、事故の発生原因等の検証を行うこととする。

2 体制の整備

(1) 捕獲体制

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条の鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、ヒグマによる人身事故発生時に迅速な対応ができるよう体制の整備に努めること。

(2) 連絡体制

総合振興局又は振興局（以下、「振興局」という。）は、ヒグマによる人身事故が発生した場合に備え、あらかじめヒグマ対策会議などの機会を通じて、振興局、市町村、警察のほか、一般社団法人北海道猟友会の会員などの鳥獣被害対策実施隊員又は対象鳥獣捕獲員（以下「捕獲従事者」という。）などの関係機関が休日等においても速やかに情報を共有し対応できる連絡体制を整備すること。

また、環境生活部は休日等における振興局との相互の連絡体制を整備すること。

3 事故発生時の対応

(1) 被害者の救助

市町村は、ヒグマによる人身事故の発生通報を受けたときは、捕獲従事者、消防などの関係機関に出動要請を行い、被害者の救助に取り組むとともに、2 の (2) の連絡体制により関係機関に連絡すること。

なお、鳥獣保護管理法第 9 条の捕獲許可では対応できないと思われるときは、振興局及び警察と協議のうえ対策を講じること。

(2) 二次被害の発生の防止と情報収集

振興局は、市町村などからヒグマによる人身事故発生情報を受けたときは、担当職員を派遣するなどして事故情報の収集に努めるとともに、市町村、警察などが行う住民への注意喚起など二次被害の発生防止対策に協力すること。

また、振興局はヒグマの足跡の計測や体毛の採集など発生現場における痕跡を調査し、加害個体の情報の収集に努めること。

なお、痕跡調査の内容及び採取した試料の取扱い、送付方法等については別紙「ヒグマ人身事故発生時の痕跡調査について」によること。

〔二次被害等防止のための取組の例〕

項目	関係機関
住民等への周知	市町村、振興局
加害個体の捜索及び捕獲 (捕獲許可、捕獲指示)	市町村、捕獲従事者 (振興局、警察)
事故現場の調査 (体毛など痕跡試料の採取)	市町村、振興局 ほか
立入り制限	土地管理者、警察、市町村
道路通行制限	道路管理者、警察、市町村

(3) 情報の伝達

振興局は、市町村からの通報などヒグマによる人身被害の発生情報を入手したときは、速やかに環境生活部に連絡する（電話速報）とともに、様式1「ヒグマ人身事故発生報告（第報）」により第一報をFAX又は電子メールで環境生活部に送信し、その後、新たな情報を入手次第、第二報以降を送信すること。

(4) 専門家からの助言

環境生活部は、必要に応じて地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部（以下「道総研」という。）のヒグマに関する研究職員及び北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員に入手した情報を随時提示するとともに、対応についての助言を求めるものとする。

4 事後調査

環境生活部は、人身事故発生の原因等を検証するため、関係機関の協力のもと、現地調査及び被害者などの関係者への聞き取り調査を行うこと。

事後調査の実施に当たっては、原則として、環境生活部が道総研へ調査を依頼し、依頼を受けた道総研は研究職員を事故現場等へ派遣し調査を実施することとする。

調査を実施した道総研は、クマ類人身事故調査マニュアル（日本クマネットワーク 2011年3月）に基づき結果を取りまとめ、環境生活部に報告すること。

5 概要情報の公表等

環境生活部は、道総研の調査結果報告を参考に様式2「ヒグマによる人身事故発生状況」の案を作成し、道総研及び北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員から意見を聴取したうえで、自然環境課のホームページで公表するものとする。

また、環境生活部は各振興局に対し公表内容を通知し、振興局は、市町村等関係機関に周知し、情報を共有することとする。

附則 本方針は平成30年（2018年）3月7日より施行する。

附則 本方針は令和3年（2021年）4月12日から施行する。

附則 本方針は令和5年（2023年）4月1日から施行する。

ヒグマ人身事故発生報告（第 報）

月 日 時 分現在

発生日時	月 日 午前・午後 時 分 (頃)			
発生場所	市町村			
被害者 <small>(複数の場合は別紙 に同内容を記載)</small>	住所			
	(ふりがな)	()		
	氏名	男・女	歳	職業:
	死傷の別	死亡 ・ 負傷 ・ 不明		
	症状			
	搬入先病院等			
発生状況	被害者の行動（鳴り物所持の有無含む）、加害個体の行動、通報の経緯、など			
加害個体	頭数、大きさ、子連れの有無、前掌幅数値など			
	※個体特定のための毛根等の回収の有無			
対応状況	加害個体 捜索 <small>(実績及び予定)</small>	捜索活動の内容（機関別出動人数など）、捜索結果など		
	安全確保 <small>(実績及び予定)</small>	住民や児童生徒等を対象とする活動内容等（巡回、広報車、チラシ配付など）		
	その他			

*前報から記載内容を追加したり修正したりした場合は右端の欄に○を付ける。

ヒグマによる人身事故発生状況

年 例目	
項 目	内 容
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所及び付近状況	住 所
	付近の状況
被害者情報	居住市町村
	年齢・性別 被害の状況
	鳴り物の携帯
発生状況	被害者の行動
	発生時間帯
加害個体の特徴	行動形態
	痕跡
	逃避行動等
対応状況	加害個体への 対応
	住民への対応
考察	発生要因
	対策
その他	

ヒグマ人身事故発生時の痕跡調査について

人身事故発生時、事故の発生原因や加害個体の有害性を推測するために、加害個体に関する情報を収集する必要がある。以下のポイントに沿って、痕跡の記録や試料の採取に努めること。

1 共通事項

痕跡や試料を発見した際には、ヒグマのものか否か迷った場合も**必ず写真を撮影しておく**。その際、**大きさが分かるようスケールを入れて写真を撮る**こと。また、痕跡や試料を発見した位置情報（可能であれば緯度・経度情報が望ましい）を可能な限り詳しく記録しておくこと。

2 痕跡の記録

(1) 足跡

- 雪の上や、ぬかるんだ地面に残りやすい。前足の足跡は横長で、後足の足跡は縦長。
- 指が4本の足跡はキツネやタヌキ、イヌの可能性はある。

【調査時のポイント】

- ・ **前足跡の幅（もっとも幅が広い部分）**を計測する。
- ・ 14cm 以上はオス成獣の可能性が高い。泥の上で滑ったものの、融雪で広がった足跡は、実際より大きくなるので計測には不適。また後足と間違えないように注意する。
- ・ **足跡の向かった方向**を記録する。



前足



後足



(2) 爪痕

- 足跡が不鮮明でも、地面に食い込んだ爪痕だけが確認できることがある。また、クマが木に登った際に、4～5本のひっかき傷が平行に残ることがある。
- ばらばらのひっかき傷が交差している場合、クマではなくシカの角研ぎ跡である可能性があるため注意する。

【調査時のポイント】

- ・ 5本分の爪痕が確認できた場合に**爪痕の幅**を計測する。前足跡の幅と同様に個体の大きさや性別を推測できる可能性がある。

クマの爪痕



シカの角研ぎ跡



3 DNA 試料の採取

試料の状態が良ければ、DNA 分析により個体識別および性別判別が可能となり、加害個体の特定やその後の対策に役立つ重要な作業であることから、関係機関との調整のうえ、可能な限り実施すること。

(1) 体毛

- 事故現場の地面、被害者の衣服、クマの通り跡沿いの木や草などに体毛が付着していることがある。
- 毛根部分の細胞から DNA を抽出することができる。

【調査時のポイント】

- ・素手で触らないよう、ゴム手袋やピンセットで体毛を採取し、乾いた紙封筒に保存する。紙封筒がない場合はティッシュなどにくるむ。
- ・採取した試料は風通しの良い部屋で自然乾燥させるか、乾燥機などを利用して**紙封筒等ごと試料をよく乾燥させる**。試料の乾燥を怠ると、DNA が劣化し、分析の成功率が著しく低下するため注意する。
- ・シリカゲルがある場合：**紙封筒等とシリカゲルを同じチャック袋に入れて密封**し、常温で乾燥状態を保つ。可能な限り速やかに常温で発送する。
- ・シリカゲルがない場合：よく乾燥させた後、**チャック袋に入れて冷凍し、冷凍便で発送**する。



(2) 糞および食痕

- 新鮮な糞表面の腸管細胞や、食痕表面の唾液から DNA を抽出することができる。

【調査時のポイント】

- ・素手で触らないよう、糞や食痕をビニール袋に採取する。
- ・**新鮮な試料ほど分析の成功率が高い**ため、糞や食痕が複数ある場合はもっとも新しそうなものを採取する。
ただし、重大案件の場合は少し古くても採取しておくこと。
- ・採取した試料は**速やかに冷凍し、冷凍便で発送**する。



(3) 血痕

- 被害者が抵抗してクマに傷を負わせた場合など、クマの血痕が現場に残ることがある。

【調査時のポイント】

- ・素手で触らないようゴム手袋を着用し、血痕が付着している草や落葉などをそのままチャック袋に採取する。
- ・地面など、採取困難なものに血痕が付着している場合は、ガーゼや綿棒等で血痕を拭い、チャック袋に採取する。
血痕が乾いている場合はガーゼや綿棒等を水で湿らせてから拭う。
- ・採取した試料は**速やかに冷凍し、冷凍便で発送**する。
- ・状況によって適当な採取方法が異なる場合があるため、可能であれば採取前に「道総研エネルギー・環境・地質研究所自然環境部」に相談する。

